

インボイス制度開始後の対応

2023(R5)年10月1日からインボイス制度が開始しました。会計事務所を含め、各事業者は制度に沿った対応をしていますが、実務上対応に迷う場面もあるかと思えます。11月13日に国税庁はインボイス制度の「多く寄せられるご質問」を公表しましたので、その中から抜粋して内容を紹介합니다。

国税庁「多く寄せられるご質問」抜粋

【レシート表記の屋号(会社名)と国税庁「公表サイト」とが相違している場合】

レシート(適格簡易請求書)に記載の屋号(会社名)と国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」の検索結果として表示される会社名が相違する場合があります。多くはフランチャイズ契約により店舗展開している場合で、レシートにはフランチャイズのチェーン店名が表示され、国税庁の「公表サイト」では「加盟店の事業主(法人名または個人名)」となります。国税庁の公表資料では、登録番号が有効なものであることが確認できれば会社名が異なっても「問題なし」としています。(多く寄せられるご質問 問⑥)

【免税事業者等からの課税仕入_記載事項が不足した請求書の対応】

免税事業者等からの課税仕入れについて、一定期間は消費税を一部控除できる経過措置があります(2026(R8)年9月までは80%、以降2029(R11)年9月までは50%)。この経過措置の適用を受けるためには従来の「区分記載請求書等保存方式」と同等の記載がある請求書等が必要となります。しかし、免税事業者等から受領する請求書等は消費税に係る記載事項が不足している場合が多く見受けられるので、当該消費税に関連する事項について、請求書等の受取側で追記して保存することが認められます(右図参照)。(同 問⑥)

【区分記載請求書等の記載例】 ※国税庁資料より

請求書		欄△△
○●御中		
●年■月分	請求金額	43,600円
■月1日	割りばし	550円
■月3日	牛 肉 ※	5,400円
	：	
	合 計	43,600円
	(10%対象)	22,000円
	(8%対象)	21,600円
	※は軽減税率対象	

追記が可能

【適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用】

免税事業者(適格請求書発行事業者以外)からの課税仕入れについては、上記記載の通り一定期間は仕入税額を控除できる「経過措置」があります。ただし、当該経過措置は「適格請求書発行事業者」から交付を受けた請求書等に限らず、適格請求書発行事業者でも登録番号等の記載不足により、区分記載請求書等の記載要件を満たしたもののだが、一部不備のある請求書等も免税事業者同様に「経過措置」の適用ができます。(同 問⑦) 少額の請求書、遠隔地の取引先で、軽微な記載不備のある請求書等について、再発行の手続を行う手間と効果を考慮して経過措置の適用を検討することができます。

【従業員が立替払いをした際の請求書の宛名】

従業員が事業に必要なものを購入し、会社がその代金を負担する「立替払い」に際して、領収書等の宛名は原則として「会社名(事業者名)」を記載する必要があります。宛名に従業員名が記載された領収書・請求書等(適格請求書)では、本来仕入れ税額控除ができません。しかし、当該従業員が会社に所属することを社員名簿等で確認できる場合は、たとえ領収書・請求書の宛名が従業員名であっても「消費税の処理上」仕入税額処理が可能となります。(同 問⑩)

しかし、当然ながら、当該支出が事業・会社業務に付随する場合には限られます。業務に無関係な支出は当然に除外されるので留意してください。そのような懸念を除外するため、通常は従業員が「立替金精算書」等を作成し、上長等の確認を得た精算書を経理処理する事が業務上合理的と考えられますので、上記請求書の宛名違いについてはむやみにその適用するのは、避けた方が良いと考えられます。

※ 上記の「多く寄せられるご質問」のリンク先は下記になります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

@ 12月の予定

12/11・11月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/4・10月決算法人の確定申告

・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

※次回は1月12日発行となります

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp/>/E-Mail info@kuronuma-ac.jp